

## 日進市シルバー人材センターシルバー事故・災害対応について

シルバー就業中等により、非常災害及びその他緊急の事情が発生した場合の対応について次のとおりとする。

### ☆就業中や通勤途上で事故が発生した場合

- (1) ケガをした場合は、直ちに医師の治療を受けてください。  
※各自の保険証を使用
- (2) ケガの状況、事故の状況をシルバー事務局に連絡してください。
- (3) 仕事に遅れる、行けない場合は、発注者に連絡してください。  
(2)(3)が自身でできない場合、どなたかに依頼しご一報ください。

### ☆自然災害等への対応

- (1) 就業 2 時間前に暴風警報（特別警報）が発令された場合、就業は中止してください。ただし、午前 11 時までに解除された場合は、午後から就業することができる。
- (2) 就業中に暴風警報（特別警報）が発令された場合、就業は中止してください。
- (3) 南海トラフ地震に関連する情報が発令された場合
  - ・南海トラフ地震に関連する情報が発表されてから情報解除されるまで、就業を中止する。
  - ・地震災害後、就業会員は可能な限り事務局に安否の連絡をする。  
(なお、一部管理業務について内容により発注者と協議の上中止とするものもあります。)
- (4) 熱中症警戒アラートが発表された場合、屋外作業(草刈・草取・剪定等)は午後の就業を中止する。